

京情審答申第74号
平成23年12月21日

京都府公安委員会
委員長 瀧 静子 様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成23年3月10日付け公委第281号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表に記載する部分について公開の決定を行うべきである。その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成22年12月10日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成22年10月28日に行われた懲戒処分に係る事実調査報告書、懲戒審査要求書、勧告書及び公安委員会への報告録を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成22年12月20日、実施機関は、1の請求に対する公文書として平成22年10月28日付け事実調査報告書、平成22年10月20日付け懲戒審査要求書並びにその添付書類である申立書、始末書及び口頭審査不要求書、平成22年10月25日付け勧告書並びに平成22年10月29日付け公安委員会への報告書を特定し、条例第10条第1項の規定により、別紙1のとおり、公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処分を行い、同日、審査請求人に公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成23年2月21日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、2の処分のうち別紙2に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 4 平成23年3月10日、諮問庁は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件請求の趣旨

本件請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 平成22年10月28日付け事実調査報告書のうち、調査結果（聴取内容）

欄の当該職員からの事情聴取内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 聴取内容を秘密にすることを前提として行われる事情聴取によって、真実が語られることがあるのか。それならば、一般犯罪でも裁判傍聴を許さないはずである。非公開を前提にした事情聴取等では、自分に都合のよいことしか言わないと容易に想像できる。

そのような諮問庁の理由付けは、京都府警の不祥事隠蔽体質を何より表しており、不祥事警官の不法行為を「人に知られたくない」と望むこと自体「正当」なのか。

イ そもそも、条例第6条第1号にいう「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報」には、既に公になっている事実は含まれないはずであり、報道等で公になった部分についてまで一律に黒塗りすることは認められない。

ウ さらに、事件の一方当事者たる被害者が自らの名誉毀損の記載について確認するために情報公開請求をすることは、条例第6条第1号の「公にする」ことにも該当しない。

エ 本件は、「他人」による請求ではなく、一方当事者たる「被害者」の請求であり、記載事実について既に承知しており、同号の「通常他人に知られたくないこと」にも該当しない。無関係な第三者と一方当事者たる被害者は同一に扱われるべきでなく、公開するかどうかは個別具体的に検討されるべきであり、一律に非公開にすることは認められない。

(2) 条例第6条第5号該当性について

ア 警察の不祥事が捜査の廉潔性を汚すことからすれば、対象文書は何があっても公開に耐え得る徹底した内部捜査を行うべきものであり、内部で徹底捜査ができないなら外部機関の審査を受けるべき性格のものである。

イ 公開することでしか公正な処分はできないのは自明のことであり、非公開にしないと不公正だという発想そのもの、非公開にしないと処分の不公正さがばれて困るという処分のあり方自体が、一般納税者の発想から乖離している。

2 平成22年10月28日付け事実調査報告書のうち、処分意見欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減をすべき事情等の検討内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 当該部分の条例第6条第1号該当性についても、1の(1)と同じ主張をする。

イ 警察官の不祥事は、一般人の不祥事と異なり、一般公開して府民の批判にさらされることで、不祥事の根絶を目指すべきものである。

(2) 条例第6条第5号該当性について

当該部分の条例第6条第5号該当性についても、1の(2)と同じ主張をする。

3 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書のうち、「既往の懲戒処分等の状況」欄の条例第6条第1号該当性について

審査請求人は、処分対象者が過去に始末書を提出した事実を知っており、当該情報の公開はプライバシーの侵害には当たらず、同条第1号該当性はない。

4 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書のうち、処分に対する意見等欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分の条例第6条第1号及び第5号該当性について

1の(1)及び(2)並びに2の(1)及び(2)等への反論と同様である。

5 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書の添付書類のうち、始末書に職員自らが記載した内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア この部分は、正に審査請求人の名誉を毀損する内容が書かれていると思料される。

イ 氏名、所属、階級、年齢及び印影を隠して記載内容を公開すれば、誰のことか分からなくなるので、一律に全体を非公開とすることは許されない。

(2) 条例第6条第5号該当性について

ア 被処分者は、既に退職しており、信頼関係を配慮する必要はない。

イ 非公開にしているからこそ、自己保身から適当なことを書くのであり、非公開で真実が語られるならば、刑事裁判も、国会の証人喚問も非公開でなされるはずである。

6 実施機関に対する意見

公開部分だけでも不当に名誉毀損されている者が、非公開部分に書かれていることを知る権利も憲法上認められているはずである。

また、条例第8条の「公益上の理由による裁量的公開をする場合」として規定されている事項は、おそらく、生命・身体の侵害に関わることであれば公開が許されるものと思料する。したがって、府警の主張をのむことはできない。

7 結論

以上に述べたとおり、諮問庁の理由説明書には真実切迫した理由が何ら書かれておらず、非公開理由は不誠実そのものであり認められない。よって、本件申立て部分の公開を求める。

第5 諮問庁の説明要旨

諮問庁が理由説明書及び諮問庁の命を受けた実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 平成22年10月28日付け事実調査報告書のうち、調査結果（聴取内容）欄の当該職員からの事情聴取内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

懲戒処分の実事調査は、処分対象者やその上司、同僚等をはじめ、関係者たる部外者に対しても広く行われる事情聴取や関係書類等の収集、分析等により行われるところであるが、これら事実調査には、強制捜査権限が与えられていないため、特に任意で行われる事情聴取については、当該非違行為等の情報を得る手段として極めて重要なものとなっている。

当該調査結果（聴取内容）欄には、処分を行うために必要な具体的かつ客観的な情報を得る手段として、処分対象者の調査を行う担当者に指定された者が当該処分対象者に対し、その聴取内容等を秘密にすることを前提として、事案の原因や状況、現在の心境等についてありのままに事情聴取した内容が記録されているものであり、これらは条例第6条第1号の個人に関する情報であって、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

(2) 条例第6条第5号該当性について

事情聴取は、通常それらの内容等を秘密にすることを前提として行われるもので、これらを公開すると、事情聴取の内容が公開されることを前提として事情聴取を行わなければならないこととなる結果、関係者が自己の供述内容等が公開されることを嫌って事情聴取に応じなかったり、事実をありのままに申し述べることに消極的になる等して、懲戒処分内容を決定するに当たり必要となる具体的かつ客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがある。

以上のことから、聴取結果（聴取内容）の記録を公開することにより、正確な事実の把握の下に公正かつ円滑な処分等を実施する上で支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第5号に規定する事務事業に関する情報に該当する。

2 平成22年10月28日付け事実調査報告書のうち、処分意見欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

当該処分意見欄に記録された処分量定に関わる内容は、その聴取内容等を秘密にすることを前提として行った処分対象者からの事情聴取を中心とする調査結果によって得られた事実に基づき判断し、記録されたものである。

さらに、懲戒処分自体が、処分対象者である当該職員の勤務成績の一部であり、その人格に深く関わる場合が多く、処分意見欄に記録された当該職員及び相手方等の個人に関する情報や担当者による検討内容が公開されると、個人のプライバシーが侵害される等、条例第6条第1号の通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第6条第5号該当性について

ア 円滑な調査の支障となり事務事業に支障を及ぼすおそれがある。

当該処分意見欄に記録された処分量定に関わる内容を公開すると、その聴取内容等が秘密にされることを前提として任意に事情聴取に応じた者との信頼関係を損なうことになるとともに、今後は、その聴取内容等が公開されることを前提として事情聴取を行わなければならないこととなる。

そうすると、その聴取内容等が、多くの場合、個人のプライバシーに深く関わったり、処分対象者自身や第三者の不利益を生じる内容等、非公開を前提としても話すことに躊躇する内容に及ぶ

ことが通常であるのに、公開を前提とすると、関係者が自己の供述内容等が公開されることを嫌って事情聴取に応じず、あるいは、ありのままに述べることに消極的になる等して、懲戒処分の内容を決定するに当たって必要とされる具体的かつ客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがある等、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な執行に支障を生じるおそれがある。

イ 当事者や関係者に誤解や混乱を生じさせ、士気に影響を及ぼし、職務能率の低下を招くおそれがある。

懲戒処分を行うに当たって、具体的にどのような点を重視し、いかなる事情を有利あるいは不利に斟酌し、どのような考察を経て最終的な量定に至ったか等の詳しい量定判断の基準又はその過程は、本来全ての個別の懲戒事案ごとにそれぞれ微妙に異なるところであるから、これを全て網羅的に記録することは非常に難しい。

量定判断の基準及び判断過程を公開した場合、例えば、同じ内容の非違行為に基づく懲戒処分であっても、先例では、ある事情が有利な事情と判断され、処分が軽減されていたにもかかわらず、後例では、先例時に比較し、当該非違内容に対する社会的な非難が極めて強くなっていたことにより、結果として、当該事由では軽減理由とされなかったという場合等に、関係者らが、記録された内容のみではどのような考察を経て最終的な量定に至ったか、その本旨を理解できず、誤って理解する事態も予想される。その結果、「軽減理由にされなかった。」ことのみを捉え、恣意的な判断がされたと誤解したり、不公平感を醸成し、現場に混乱を来すおそれがある。

ウ 任命権者の裁量権を阻害するおそれがある。当該処分意見欄に記録された処分量定に関わる内容を公開することによって、内部的な判断要素が推測された場合には、任命権者は裁量権を適切に行使し、適切な判断をすることが難しくなり、裁量権を阻害することになりかねない。例えば、過去の事例において、処分が軽減される要因となった判断要素が明らかになれば、同様の非違事案を敢行した処分対象者は、自身の処分の軽減を図るため、その内容に沿うように脚色した供述をなすおそれがある。

また、本件対象文書の非公開部分に記録される処分意見等が、条例に基づく公文書の公開の対象となり得るものとする、その内容が公開された場合に生じる種々の影響を考慮するあまり、調査担当者として指定を受けた者が非違行為に関わる事実関係や当該行為に対する評価等について、率直かつ具体的な記録をすることが困難になる。そうすると、任命権者が公正かつ妥当な処分を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態に陥ることも予想される。

調査担当者等が、処分対象者に対する所見等を率直かつ具体的に記録することが期待されている本件対象文書の役割からすれば、関係者や処分対象者が外部に公開されることを望まないような記録がなされる場合も当然に想定される場所であるが、記録内容が公開されることを前提とした場合には、処分対象者に対して、適切な評価がなされても当たり障りのない記録しかし得なくなり、その結果、記録内容が形骸化し、本件対象文書の役割が失われる。

さらに、処分対象者や関係者の供述内容等が公開されることを前提とすれば、ありのままの事情聴取が困難となり、必要な調査が十分に行えなくなるおそれがある。

これらの結果、任命権者が公正かつ妥当な処分を行うために必要な情報を十分に得られなくなることとなり、任命権者の裁量権を阻害するおそれがある。

エ 内外からの圧力や干渉を招き、事務事業に支障を及ぼすおそれがある。

当該処分意見欄に記録された処分量定に関わる内容を公開することによって、任命権者の裁量権に基づく判断やそれに至る経緯等が、請求者を問わず広く外部に公開されることとなり、処分対象者の関係者や懇意の者、利害関係を有する者、マスコミ等、さまざまな者が独自の考え等によって、調査担当者等に対する圧力や干渉を加えるおそれがある。

また、処分対象者の調査を行う担当者に指定される者は、懲戒処分の業務を専従的に行う者に限らず、一般の警察官として、当該懲戒処分に関係する警察官と同じ職場で業務を行う者である場合もある。

したがって、本件文書の内容が公開されることを前提とすれば、その記録内容が処分対象者にとって不利益な内容であった場合、処分対象者と懇意の者や関連して不利益を受けるおそれのある者等からの誹謗中傷や圧力のおそれを意識せざるを得なくなり、結果、記録内容が形骸化するおそれがある。

以上のことから、当該情報は条例第6条第5号に規定する事務事業に関する情報に該当する。

3 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書のうち、既往の懲戒処分等の状況欄の条例第6条第1号該当性について

既往の懲戒処分等の状況欄には、処分対象者の過去の懲戒処分等の有無を含めた状況を記録するものであるが、これら懲戒処分等の記録については、職員の勤務成績の一部で、その人格に深く関わる場合が多く、公にされると、個人のプライバシーが侵害される等、同号の通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報

に該当する。

なお、当欄は、過去の懲戒処分等がない場合においても非公開とし、職員の処分歴の有無についての探索的な請求ができないように配慮しているものである。

4 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書のうち、処分に対する意見等欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減をすべき事情等の検討内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

当該処分に対する意見等欄に記録されている処分量定に係る内容は、2に示す事実調査報告書の処分意見欄に記録されているものと同様の内容が記録されているものであり、条例第6条第1号該当性については、2の(1)と同様である。

(2) 条例第6条第5号該当性について

当該処分に対する意見等欄に記録されている処分量定に係る内容は、前記2に示す事実調査報告書の処分意見欄に記録されているものと同様の内容が記録されているものであり、条例第6条第5号該当性については、前記2の(2)と同様である。

5 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書の添付書類のうち、始末書に職員自らが記載した内容が記録されている部分

(1) 条例第6条第1号該当性について

始末書には、処分対象者の所属、階級、氏名、印影等に加え、非違行為の詳細な内容や当該行為への反省の言葉などが処分対象者によって自筆されている。

特に、非違行為の詳細な内容や反省の言葉等には、処分対象者自らの感情を赤裸々に吐露したものが含まれており、個人の内心や人格に密接に関係する内容であるとともに、そもそも通常一般に知られることはないという状況の下に自筆したものであるため、条例第6条第1号の通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第6条第5号該当性について

始末書は、通常、公開を前提としない中で処分対象者本人から提出を受けたものであり、この内容が公開されることとなると、職員との

信頼関係が損なわれ、今後における同様な事案について、始末書等の提出を求めることが困難となる等、事案発生の際における事情の客観的かつ正確な事実の把握が困難になるおそれが生じ、適正かつ円滑な監察業務及び公正かつ円滑な人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第5号に規定する事務事業に関する情報に該当する。

5 審査請求人の請求理由に関する実施機関の意見

審査請求人は、被処分者との関係において、自らが被害者であることを理由に、被害者の「知る権利」は加害者のプライバシー保護よりも優先されるとして、非公開部分を公開するよう求めているが、条例に基づく情報公開制度においては、何人からの請求も認めているものであり、請求者の個別の事情を公開又は非公開の事由として斟酌することは、同制度制定の趣旨には含まれていない。

また、今回のケースにあっては、条例第8条に規定する「公益上の理由による裁量的公開をする場合」にも該当しないため、当該主張を採用することはできない。

6 結論

以上述べたとおり、実施機関は、条例制定の理念を尊重し、制度の的確な運用に当たっており審査請求人の不服は認められず、本件審査請求については、「実施期間が部分公開とした判断は、妥当である。」との答申を求める。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、条例第6条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉えて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

諮問庁は、対象文書のうち、別紙2の非公開部分が条例第6条第1号及び第5号に規定する非公開情報に該当する旨並びに条例第8条に規定する公益上の理由による裁量的公開に該当しない旨主張していることから、これについて以下検討し、判断する。

(1) 対象文書について

本件対象文書は、京都府警察職員懲戒取扱規程（昭和30年京都府警察本部訓令第11号）に基づき作成された文書である。

ア 平成22年10月28日付け事実調査報告書

事実調査報告書は、京都府警察の地方警察職員（以下「職員」という。）に規律違反があった場合に行われる事実調査に際して、調査を命じられた担当者が、警察署長等の所属長や監察官（以下「所属長等」という。）に対して、その結果や処分意見等を報告する際に作成する文書である。

イ 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書並びにその添付書類である申立書及び始末書

懲戒審査要求書は、所属長等の申立てを受けた実施機関が、当該規律違反について懲戒処分を必要とすると認め、懲戒審査委員会に事案の審査を要求するに際し作成するものであり、本件懲戒審査要求書には、所属長が作成した申立書及び始末書が添付されている。

(ア) 申立書

申立書は、職員に規律違反があった場合に行われる事実調査の結果、所属長が、懲戒手続に付する必要があると認めた場合に、調査結果やその時点における処分意見等を記載し、実施機関に懲戒審査要求の申立てを行う際に作成するものである。

(1) 始末書

始末書は、非違行為を行った職員自身が、自己の所属、階級、氏名及び印影に加え、当該非違行為等の事実経過の詳細な説明や当該行為への反省の言葉等の自らの心情を自筆で綴ったものである。

(2) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、個人が特定されるもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第1号該当性について

ア 平成22年10月28日付け事実調査報告書のうち、調査結果（聴取内容）欄の当該職員からの事情聴取内容が記録されている部分について

当該調査結果欄には、処分を行うために必要な具体的かつ客観的な情報を得る手段として、処分対象者の調査を行う担当者が当該処分対象者に対し、事案の原因や状況、現在の心境等についてありのままに事情聴取した内容が記録されていることから、当該調査結果欄は、処分対象者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、条例第6条第1号に該当する。

なお、審査請求人は「本件は他人による請求ではなく、一方当事者たる被害者の請求であり、記載事実について既に承知している」旨の主張をしているが、条例で規定する公文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、請求の理由や利用目的等の個別的事情は問わないことから、公文書の公開を請求するものがだれであるかによって、公開又は非公開の結論に影響を及ぼすものではない。

イ 平成22年10月28日付け事実調査報告書の処分意見欄及び平成22年10月20日付け懲戒審査要求書の処分に対する意見等欄のうち、懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減をすべき事情等の検討内容が記録されている部分について

諮問庁は、当該部分は、その聴取内容等を秘密にすることを前提として行った処分対象者からの事情聴取を中心とする調査結果によって得られた事実に基づき判断し、記録されたものであること、更

に懲戒処分自体が、処分対象者である当該職員の勤務成績の一部であり、その人格に深く関わる場合が多く、当該部分に記録された当該職員及び相手方等の個人に関する情報や被処分者の調査を行う担当者による検討内容が公開されると、個人のプライバシーが侵害されることから、条例第6条第1号に該当する旨を主張する。

しかしながら、別表に記載する部分については、処分対象者の職務遂行上の非違行為に関する情報であり、当該非違行為については既に公開されていること、さらに、本件については、被処分者に対して懲戒処分が既にされており、当該部分は検討段階のものではないことから、当該情報を公開しても諮問庁が主張するような個人のプライバシーが侵害されるおそれはないと判断する。

ウ 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書の添付書類のうち、既往の懲戒処分等の状況欄について

当該状況欄は、処分対象者の過去の懲戒処分等の有無を含めた状況を記録するものである。

当該状況欄は、職員の勤務成績の一部であり、その人格に深く関わる場合が多く、当該情報を公開すれば、個人のプライバシーが侵害されることから、条例第6条第1号に該当する。

エ 平成22年10月20日付け懲戒審査要求書の添付書類のうち、始末書に職員自らが記載した内容が記録されている部分について

当該始末書には、非違行為を行った職員自身の所属、階級、氏名及び印影が記載されており、当該情報は個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものに該当する。

また、当該始末書中には、処分対象者自らの感情を赤裸々に吐露したものが含まれており、当該情報は、個人の内心や人格に密接に関係する内容であることから、条例第6条第1号に該当する。

(4) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(5) 平成22年10月28日付け事実調査報告書の処分意見欄及び平成22年10月20日付け懲戒審査要求書の処分に対する意見等欄のうち、懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されてい

る部分の条例第6条第5号該当性について

諮問庁は、当該欄は、その聴取内容等が秘密にされることを前提として作成したものであり、当該欄が公開されると、懲戒処分の内容を決定するに当たって必要とされる具体的かつ客観的な情報が十分に得られなくなることによる円滑な調査の支障を来すおそれ、当事者や関係者に誤解や混乱を生じさせ、士気に影響を及ぼすことによる職務能率の低下のおそれ、任命権者の裁量権を阻害するおそれ及び内外からの圧力や干渉による事務事業に支障を及ぼすおそれについて主張する。

確かに、当該欄は、所属長等に被処分者に係る処分意見を報告するため又は京都府警察職員懲戒審査委員会に事案の審査を要求するために作成されたものであり、当該欄には秘密にされることを前提として当事者や関係者から聴取した内容が記載されているが、先に述べたとおり、別表に記載する部分については処分対象者の職務遂行上の非違行為に関する情報であり、当該非違行為については既に公開されていること、さらに、被処分者に対して懲戒処分が既になされており、当該部分は検討段階のものではないことから、当事者や関係者に誤解や混乱を生じさせ、士気に影響を及ぼすことによる職務能率の低下のおそれ、任命権者の裁量権を阻害するおそれ及び内外からの圧力や干渉による事務事業に支障を及ぼすおそれについて、その具体的な蓋然性は認められない。

また、当事者や関係者への事情聴取は、被処分者の調査を行う担当者が京都府警察職員懲戒取扱規程に基づき、職務として行っているものであり、それは事情聴取を受ける職員であっても同様であることから、諮問庁が主張する懲戒処分の内容を決定するに当たって必要とされる具体的かつ客観的な情報が十分に得られなくなるおそれについても、その具体的な蓋然性は認められないため、当該部分については公開すべきである。

なお、対象文書中、調査結果（聴取内容）欄の当該職員からの事情聴取内容が記録されている部分及び始末書に職員自らが記載した内容が記録されている部分については、条例第6条第1号に該当すると認められるため、同条第5号に該当するか否かについては当審査会として判断を行わないものとする。

(6) 条例第8条について

条例第8条は、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（条例第6条第2号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書の全部又は一部を公開することができることを定めたものである。

(7) 条例第8条該当性について

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第6条各号（第2号に規定する情報を除く。）に規定する非公開情報に該当する場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められるときであり、本条を適用する場合には、実施機関は、個人に関する情報を安易に公開することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

本件については、同条の規定が適用されると判断した情報について、なお公にしなければならない公益上の必要性があると認められるような特段の事由もないことから、別紙2に記載の非公開部分は、条例第8条の規定により公開すべき場合には当たらない。

なお、審査請求人から、実施機関によって不当に名誉毀損されている者は、非公開部分に書かれていることを「知る権利」が憲法上認められている旨の主張があったが、別紙2に記載の非公開部分のうち、別表の記載部分以外の部分については、憲法上の基本理念、抽象的な権利としての「知る権利」を具体化した条例で規定する非公開情報として、先に述べたとおり判断したものであり、さらに公開すべきものはないと判断する。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参 考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 3月10日	諮問書の受理
4月 6日	実施機関の理由説明書の受理
4月27日	審査請求人の意見書の受理
5月27日	第1回審査会
7月 8日	第2回審査会
8月26日	第3回審査会
9月28日	第4回審査会
10月19日	第5回審査会
11月15日	第6回審査会
12月21日	答 申

別表

対 象 文 書	公 開 す べ き 部 分
平成22年10月28日 付け事実調査報告 書	「処分意見」欄中、2行目の1文字目から14文字 目まで及び10行目の3文字目から7文字目までを 除く部分
平成22年10月20日 付け懲戒審査要求 書の添付書類(申 立書)	「処分に対する意見等」欄中、2行目、5行目か ら7行目まで及び19行目の3文字目から7文字目 までを除く部分

<別紙1>

平成22年12月20日付け監第1239号の公文書部分公開決定通知書及び公文書公開決定処分の内容

番号	公文書名	非公開部分	非公開理由
1	事実調査報告書(平成22年10月28日付)	当該職員欄の氏名が記録されている部分	条例第6条第1号及び第6号並びに情報公開条例施行規則(平成13年京都府公安委員会規則第13号)第2条該当
		当該職員欄の課、係、生年月日、年齢、採用年月日、現階級昇任年月日及び現所属年月日が記録されている部分	条例第6条第1号該当
		関係者欄の職業、氏名及び年齢が記録されている部分	
		事案概要欄の関係者の年齢及び口論の原因が記録されている部分	
		<u>調査結果(聴取内容)欄の当該職員からの事情聴取内容が記録されている部分</u>	条例第6条第1号及び第5号該当
		<u>処分意見欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分</u>	
2	懲戒審査要求書(平成22年10月20日付け)(添付書類として申立書、始末書及び口頭審査不要書を含む。)	懲戒審査要求書の氏名欄、申立書の氏名欄、ふりがな欄、始末書の氏名及び印影が記録されている部分、口頭審査不要書の氏名及び印影が記録されている部分	条例第6条第1号及び第6号並びに情報公開条例施行規則第2条該当
		申立書の採用欄、生年月日欄及び <u>3既往の懲戒処分等の状況欄</u>	条例第6条第1号該当
		懲戒審査要求書の規律違反の事実欄、申立書の2規律違反の内容欄の関係者の年齢及び口論の原因が記録されている部分	
		申立書の4勤務成績平素の行状欄	条例第6条第1号及び第5号該当
		申立書の5処分に対する意見等欄の <u>懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分</u>	
		始末書に職員自らが記載した内容が記録されている部分	
3	勧告書(平成22年10月25日付け)	職員の氏名が記録されている部分及び別紙の氏名欄	条例第6条第1号及び第6号並びに情報公開条例施行規則第2条該当
4	公安委員会への報告書(平成22年10月29日付け)	—	—

※下線部分は、審査請求の対象となった部分

<別紙2>

審査請求の対象となった部分のうち、諮問の対象となったもの

番号	公文書名	非公開部分
1	事実調査報告書（平成22年10月28日付け）	調査結果（聴取内容）欄の当該職員からの事情聴取内容が記録されている部分 処分意見欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分
2	懲戒審査要求書（平成22年10月20日付け）（添付書類として申立書、始末書及び口頭審査不要求書を含む。）	既往の懲戒処分等の状況欄 申立書の5の処分に対する意見等欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分 始末書に職員自らが記載した内容が記録されている部分